

住所
氏名

大阪市 定額減税補足給付金（不足額給付）の支給要件の確認について

この書類は、大阪市定額減税補足給付金（不足額給付）※（以下、「本給付金」といいます。）の支給要件を満たす方にお送りしています。次のとおり支給方法等をお知らせしますので、右側の「確認書」に必要事項を記入、必要書類を添付のうえ、同封の返信用封筒でご返送いただくか、専用ホームページからオンラインで申請してください。 ※定額減税補足給付金（不足額給付）は、令和6年分の所得税および令和6年度分個人住民税において定額減税しきれない方への給付金です。

〔定額減税額〕所得税分：1人当たり3万円 個人住民税分：1人当たり1万円

支給要件（支給対象者）

- 令和7年1月1日（賦課期日）時点において大阪市にお住まいの方で次のいずれかの要件に該当する方
- 定額減税補足給付金（調整給付）の所要額に不足が生じている
 - 令和6年分所得税額および令和6年度分個人住民税所得割額が0円であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額および令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える
 - 令和6年分所得税額および令和6年度分個人住民税所得割額が0円であり、青色事業専従者または事業専従者である

支給予定時期（支給方法）

書類返送後から1か月程度（口座振込）

支給額

次の算定による支給額（確定申告書等の申告後、申告内容が個人住民税情報に反映されるまで一定の時間を要するため、最新の申告内容が反映されていない場合があります。）

	定額減税可能額		令和6年分所得税額		控除不足額（①）		扶養親族数 （R6.12.31時点）
所得税分	円	－	円	=	円		人
	定額減税可能額		令和6年度分 個人住民税所得割額		控除不足額（②）		扶養親族数 （R5.12.31時点）
個人住民税分	円	－	円	=	円		人
	控除不足額（①）		控除不足額（②）		合計（③）（所要額）		
合計	円	+	円	=	円		
	③を1万円単位に 切り上げ		当初調整給付支給額		不足額給付支給額		
支給額	円	－	円	=	円		

（注）「扶養親族数」には控除対象配偶者・16歳未満の扶養親族を含みます。（国外居住者は除く）

大阪市 定額減税補足給付金（不足額給付）の支給要件確認書

氏名

【手続方法】

下記の確認欄に署名し、振込を希望する口座に口座情報を記入のうえ、裏面に「振込口座が確認できる書類」のコピーを貼り付けて、中央のキリトリ線で切り離して同封の返信用封筒でご返送いただくか、専用ホームページからオンラインで申請してください。（オンライン申請は まで完了してください。）

【確認欄】

- 左記及び下記内容を確認のうえ、異議がない場合は署名してください。
- ・返送期限までに本書の提出（オンライン申請を含む）がなかった場合、必要な添付書類を提出いただけなかった場合は本給付金を辞退したものとみなします。
 - ・記入不備や書類不足があった場合にご記入の電話番号に連絡させていただくことがございますので、必ず日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。また、連絡をとることができず、記入不備や書類不足を解消できなかった場合は本給付金を辞退したものとみなします。
 - ・左記の支給額を確認しました（金額変更を申し出る場合は裏面の記載を参照のうえ、本書の返送は行わないでください。）

上記の内容に異議ありません。

フリガナ		確認日	令和 年 月 日
氏名（署名）		電話番号	

対象者本人が本書の返送前にお亡くなりになった場合は給付金を受け取ることはできません。

代筆の場合は、代筆された方の氏名と対象者との続柄を記入し、対象者の本人確認書類（免許証・保険証等）のコピーを同封してください。

代筆者		対象者との続柄	
-----	--	---------	--

【振込を希望する口座について】

- ①下記の「振込を希望する口座」に、対象者本人名義の口座情報を記入してください。
- ②「振込を希望する口座」に記入した口座が確認できる書類のコピーを裏面の「貼り付け欄」に貼り付けてください。

振込を希望する口座

対象者本人名義の口座を記入してください。

※英字のみの場合を除き、カナ名義を記入してください。

口座名義 （カナ）						
銀行の場合	金融機関名			支店名		預金種別
	金融機関番号		支店等番号		口座番号	
ゆうちょ銀行の場合	通帳の記号			通帳の番号（右詰め）		

裏面も必ずご確認ください。

貼り付け欄

（ここに「振込口座が確認できる書類」のコピーを貼り付けてください）

口座確認書類はこの枠からはみ出さないように貼付してください。
はみ出す場合は無理に貼付せず、返信用封筒に同封してください。

【支給に関するご注意】

- ご返送いただきました確認書・書類のコピーは返却できませんので予めご了承ください。

【振込口座が確認できる書類のコピー】

必要事項（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義（カナ））が分かる通帳（通帳がない場合はキャッシュカード）の必要事項が確認できる面のコピーを貼り付けてください。
※必要事項がはっきり読み取れるようコピーしてください。コピーが読み取れない場合は振込ができないことがあります。
※旧銀行や支店が統廃合されたキャッシュカードの場合は振込口座を確認できない場合があります。
※インターネットバンキングの場合は必要事項が分かる画面のコピーを貼り付けてください。

【代理人の手続き】

対象者に代わり、申請または受給を行う場合は別途「代理手続申立書」等の提出が必要となりますので、コールセンターまでお問い合わせください。
●同居または別居の親族…代理手続申立書・対象者の本人確認書類・対象者との関係性が分かる書類（住民票・戸籍など）
●身の回りの世話をしている者（介護施設職員など）…代理手続申立書・対象者の本人確認書類・代理人の本人確認書類（職員証など）・対象者との関係性が分かる書類（入所証明など）

法定代理人（親権者・未成年後見人・成年後見人・保佐人・補助人）は代理手続申立書は不要ですが、返信用封筒に対象者の本人確認書類・代理人の本人確認書類・対象者との関係性が分かる書類（親権者及び未成年後見人：戸籍謄本/戸籍抄本（法人の場合は社員証も必要）、成年後見人：登記事項証明書（法人の場合は社員証も必要）、保佐人及び補助人：登記事項証明書・公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが確認できる代理権目録）のコピーを同封のうえ返送してください。
納税管理人は代理手続申立書は不要ですが、返信用封筒に対象者の本人確認書類・納税管理人の本人確認書類のコピーを同封のうえ返送してください。

【連絡が必要な場合】

支給額の変更を申し出る場合は、
（支給額の変更を申し出た時点で本書は無効となります。）

【注意事項】

支給額の変更を申し出た場合は、本書は無効となり、本書による給付金の支給は行いません。また、支給額を変更する場合はお申し出後にお送りする申請書の提出が必要となり、税額等の情報が異なる場合は
（支給額の変更を申し出た時点で本書は無効となります。）

【お問い合わせ先】

大阪市定額減税補足給付金コールセンター
TEL：